

令和3年 第9回定例教育委員会

令和3年9月30日(木)
午前10時から
宮代町役場204会議室

- 1 開会の宣言 教育長

- 2 あいさつ

- 3 概要報告

- 4 事務局報告
 - (1)教育総務関係 P 1
 - 令和3年9月宮代町議会定例会関係
 - ア 令和3年度一般会計補正予算（第4号）について
 - イ 令和3年度一般会計補正予算（第5号）について
 - ウ 一般質問と答弁の概要について
 - (2)学校教育関係 P 5
 - ア 10月の行事予定について
 - イ 10月の事業予定について
 - ウ 令和3年度要保護並びに準要保護児童生徒の就学援助費支給認定者数について
 - (3)生涯学習関係 P 8
 - ア 10月の事業予定について

- 5 審議案件
 - 議案第22号 宮代町いじめ問題調査委員会設置要綱の制定について P10

- 6 協議事項
 - (1) 令和4年度当初教職員人事異動の方針について P14

- 7 その他

- 8 次回教育委員会について

- 9 閉会宣言 教育長

4 事務局報告

(1) 教育総務関係

令和3年9月宮代町議会定例会関係（教育関係予算）

ア 令和3年度一般会計補正予算(第4号)について

■歳出（通常）

事業名	補正予算額	内容
1 教育支援センター設置事業	17,650 千円	教育支援センター設置に向け施設改修工事を行うもの ・設計業務 500 千円 ・改修工事 15,150 千円 ・備品購入 2,000 千円

イ 令和3年度一般会計補正予算(第5号)について

■歳出（新型コロナウイルス対策関係）

事業名	補正予算額	内容
1 児童・教職員の健康管理等対策事業	1,386 千円	町内小学校における新型コロナウイルス感染症対策としてPCR検査キット等の購入
2 生徒・教職員の健康管理等対策事業	594 千円	町内中学校における新型コロナウイルス感染症対策としてPCR検査キット等の購入
3 社会教育活動事業	△1,699 千円	新型コロナウイルス感染症対策の一環として中止した町イベント等事業費の減額
4 青少年健全育成事業	△250 千円	新型コロナウイルス感染症対策の一環として中止した町イベント等事業費の減額
5 生涯スポーツ振興事業	△1,198 千円	新型コロナウイルス感染症対策の一環として中止した町イベント等事業費の減額
6 東京オリンピック2020聖火リレー事業	△2,525 千円	新型コロナウイルス感染拡大の影響による学校連携観戦中止に伴う負担金の減額

ウ 一般質問の概要について

通告2号 山下 秋夫 議員

1. インターネット普及のためにWi-Fi設備を公民館等に設置を並びに経済的に困難な世帯に無料で貸し出しを

(1) 今、学校の授業でパソコンを用いた授業が始まっています。しかし、宮代町ではWi-Fiを導入している公共施設は、図書館と進修館しかありません。インターネットは、世界中のコンピュータ同士の間を通信を可能にし、すでに国民の多数が利用し、多様な情報を入手し、発信するコミュニケーションの手段となっています。また災害時の連絡や情報入手の手段ともなっています。また災害時の連絡や情報入手の手段にもなっています。そこで、町民が集まり交流や学習、並びに災害時の避難所でもある公民館や集会所にWi-Fiを導入することを求めます。

(2) 学校ではコンピュータを使いオンライン教育を進められようとしています。学校では生徒一人ひとりにタブレットを支給していますが、Wi-Fiを経済的理由によって導入できない世帯もあります。そこで、経済的に困難な世帯に無料で貸し出し、通信料を町が負担するよう求めます。

通告3号 土淵 保美 議員

3. 東京2020オリンピックについて

コロナ禍で賛否両論ありましたオリンピック・パラリンピックですが、新種目による若い世代の活躍は目覚ましく、特に10代のスケートボードによる活躍は、目を見張るものがありました。そこでお伺いします。

①宮代町にはスケートボードにかかわる協会または同好会などはありますか。

②埼玉県内にはありますか。

③どうしたら大会等に参加できますか。

④町内のぐるる宮代や、はらっパーク宮代の空いているスペースにスケートボードができる環境を整える考えはありますか。

通告5号 角野 由紀子 議員

1. 通学路の安全確保

千葉県八街市で、小学生の列にトラックが突っ込み、5人が死傷した事故を受けて、文部科学省は通学路の合同点検を実施するというが、当町はどのように実施していくか伺う。合同点検のポイントは何か。保護者、見守り活動者、地域住民からの改善要請をどうするか伺う。

通告6号 泉 伸一郎 議員

4. 東小学校の校舎増築工事について

東小学校敷地内に新たに校舎が増築されることになった。増築工事は8月に開始されるが、児童への影響がなるべく少なくするためにも、夏休み期間に集中して行われることが重要である。また、周辺の住民への影響も懸念されることから、工事関係者の車両など十分な配慮も必要と思われる。そこで質問する。

- ①現在の進捗状況と、夏休み期間の工事進行の内容は。
- ②周辺の住民からの苦情や要望などが出されていないか。

通告7号 塚村 香織 議員

1. LGBTQ（セクシャルマイノリティ）への環境整備

現在日本では13人に1人はLGBTQであり、LGBTQの存在の割合が低いとは言えない中で、約9割の人がLGBTQの正しい知識を持たないまま大人になっている現状です。LGBTQの半数以上がいじめられ、7割以上が差別的な発言をされた経験があるというデータもあります。

まずは、LGBTQについての正しい知識を多くの人に伝えることが重要であり、その場として義務教育期間が極めて有効であると考えられます。

そこで、以下の質問をいたします。

- ①学校におけるLGBTQへの現状の取り組みと課題について伺います。
- ②服装(制服)、トイレ、水泳など、配慮が必要な場合の対応マニュアルや教職員への研修など、環境整備についての現在及び今後の取り組みを伺います。
- ③児童生徒や保護者へ、LGBTQの啓発活動としてどのようなことができますでしょうか。
- ④パートナーシップ制度は、現在自治体ごとに整備する条例や制度となっていますが、当町として、ニーズに合う制度にするための取り組みを伺います。
- ⑤LGBTQの理解者という意味で使われていたALLY(アライ)ですが、現在様々な少数派を理解し、味方であるという意味としてALLYの存在が増えています。当町での取り組みを伺います。

通告8号 小河原 正 議員

3. 小中学校の適正配置について

宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会は、令和3年5月に答申を行いました。答申の骨子は、現行の適正配置計画等に掲げられた内容は妥当であると報告されています。

今後は、審議会の答申を踏まえた小中学校の適正配置計画に基づく取組の実施をしていくとある。

宮代町は、この検証結果はどのように考えているのか、方向性を明確にすべきである。

また、議会に於いて、このことを議論する場を設けるべきである。見解を伺う。

通告 9号 金子 正志 議員

1. 中学校の適正配置

都市計画図を見ると、宮代町、杉戸町の市街化区域が隣接していることはよく分かります。宮代町、杉戸町の市街化区域、市街化調整区域の面積とその地域に住む人口の比率は、次のようになります。

■ 宮代町	面積	人口
町の面積	1,595 ha	3万3,705人
市街化区域	366 ha (23%)	2万3,621 (70%)
調整区域	1,229 ha (77%)	1万 84人 (30%)
※人口密度は、市街化区域	64.5人/ha	
市街化調整区域	8.2人/ha	

■ 杉戸町	面積	人口
町の面積	3,003 ha	4万5,495人
市街化区域	470 ha (16%)	2万8,157人 (62%)
調整区域	2,533 ha (84%)	1万7,338人 (38%)
※人口密度は、市街化区域	59.9人/ha	
市街化調整区域	6.8人/ha	

①中学校の適正規模、通学距離は。

②規模と、通学距離の両方を満たすために、住宅地の隣接する杉戸町と宮代町が協力すると、須賀中学校を存続することができます。また、両町にとって理想的な適正配置を行うことも可能です。町の考えは。

通 11号 丸山 妙子 議員

1. GIGAスクールの取り組みの状況と反応について

(1)町内各小中学校のGIGAスクールの取り組みはどう進んでいるのか。児童・生徒や保護者、教職員の皆さんの反応や対応について伺う。

(2)タブレット等の日頃の管理状況はいかがか。又、タブレットを自宅に持ち帰ることはできるのか。できるとしたら、利用目的や使用状況及びその際の注意事項などはどのようになっているのか。学期中と夏休み等長期の休みとは持ち帰りの対応は異なるのかお聞きする。

6. 適正配置計画について

適正配置計画は再検討と町長の公約にある。審議会の答申は出されたが、中学校1校か2校、町長ご自身の考えを伺う。

(2) 学校教育関係

ア 10月の行事予定について(各小中学校)

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

日付	小学校	中学校
1日(金)	就学時健診(東)	
2日(土)		英検(中)
3日(日)		
4日(月)	読書月間～11/20(東)	南埼駅伝(中)
5日(火)	就学時健診(百) 稲刈り(東・笠)	
6日(水)		第2回進路学習会・修学旅行保護者説明会(百)
7日(木)	就学時健診(須・笠)	臨時歯科検診(須)
8日(金)		
9日(土)		
10日(日)		
11日(月)		
12日(火)	稲刈り(須) 芸術鑑賞会(東)	
13日(水)	かえでキッズタイム(須)	秋季大運動会(須) 中間テスト(百・前) 3年性に関する講演会(百)
14日(木)		臨時歯科検診(百)
15日(金)		
16日(土)	運動会(笠)	
17日(日)	避難所運営訓練(須・百)	避難所運営訓練(百)
18日(月)	振替休業日(笠)	
19日(火)		中間テスト(須)
20日(水)		P T Aあいさつ運動(百)
21日(木)	ふれあいデー	ふれあいデー
22日(金)		体育祭(百・前) 2年スキー教室保護者説明会(前)
23日(土)	運動会・5年体験学習(須) 体育学習発表会(百)	
24日(日)		
25日(月)	振替休業日(須・百)	歯みがき指導(百)
26日(火)		三者面談～11/5(須) 歯みがき指導(百) 3年修学旅行保護者説明会・進路を考える会(前)
27日(水)	4年社会科見学・歯みがき集会(須) 英語活動発表会(東・笠)	英語活動発表会・歯みがき指導(百) 生徒会役員選挙(前)

28日(木)	5年自然教室(須) 英語活動発表会(百)	英語活動発表会(前)
29日(金)	4年社会科見学(百)	
30日(土)	運動会(東) 土曜日授業・学校評議員会(笠)	
31日(日)		

イ 10月の事業予定について(教育委員会)

日付	内 容	場 所
14日(木)	第2回教育長訪問	各学校
15日(金)	第2回教育長訪問	各学校
	第2回就学支援専門委員会	進修館 小ホール
19日(火)	支援担当訪問	須賀小
	I C T活用法研修会	オンライン
28日(木)	第3回就学支援専門委員会	笠原小

令和3年度 要保護並びに準要保護児童生徒の就学援助費支給認定者数について

要保護児童生徒 就学援助費支給認定者数

令和3年9月1日現在

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
須賀小	0	0	0	0	0	1	1
百間小	0	0	0	0	0	0	0
東小	0	0	0	0	0	1	1
笠原小	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	2	2

中学校	1年	2年	3年				合計
須賀中	0	0	0				0
百間中	0	0	1				1
前原中	0	0	0				0
合計	0	0	1				1

準要保護児童生徒 就学援助費支給認定者数

令和3年9月1日現在

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
須賀小	2	2	3	4	5	5	21
百間小	3	8	4	5	4	7	31
東小	3	2	5	4	4	6	24
笠原小	4	6	3	6	4	0	23
合計	12	18	15	19	17	18	99

中学校	1年	2年	3年				合計
須賀中	10	12	12				34
百間中	10	5	9				24
前原中	7	6	8				21
合計	27	23	29				79

(3) 生涯学習関係

ア 10月の事業予定（教育委員会主催事業）について

日 時	内 容	場 所
1日（金） 5日（火） 7日（木）	<p>親の学習会（家庭教育学級）</p> <p>■家庭の教育力の向上を目指して、就学时健康診断の時間を活用して、小学校入学前の子供の子育てに必要な心構えや注意点など、親の学習講座を開催する。</p> <p>●10月 1日 東小 5日 百小 7日 笠小</p> <p>※須賀小は新型コロナウイルス感染予防のため中止</p> <p>●講師 埼玉県家庭教育アドバイザー</p>	東小、百間小、笠原小
7日（木） 9:30-16:00	<p>第30回埼葛人権を考えるつどい （埼葛12市町共催事業）</p> <p>■埼葛12市町の人権問題に取り組む様々な団体が主体となり、地域間の交流を行いながら、人権意識の高揚と正しい理解を図ることを目指して実施する。</p> <p>●折鶴や人権メッセージによる小中学生の協力参加</p> <p>●埼葛の様々な団体による舞台発表、展示、出店</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、人数制限のうえ実施予定。</p>	春日部市民文化会館
16日（土） 10:30~12:30	<p>令和3年度子ども大学みやしろ</p> <p>■日本工業大学と町、企業・団体が連携して子どもの好奇心を育む機会を提供する子ども大学を実施する。</p> <p>●日程 第1回講義 10月16日（土）</p> <p>●対象 町内小学4～6年生 30名</p> <p>●内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・講義 「元アイドルが教える「緊張に負けない方法」 <p>講師 元アイドルリング 遠藤 舞先生</p>	日本工業大学 3号館

<p>10月30日(土)から</p>	<p>令和3年度特別展「俳諧結社 多少庵」 ～史料紹介を中心に～</p> <p>■今回の特別展では、江戸時代後期から明治時代初期の宮代町域における「俳諧結社」多少庵の活動について収蔵している史料等から紹介する。</p> <p>●展示期間 令和3年10月30日(土)から12月26日(日)</p> <p>●入場料 無料</p>	<p>郷土資料館</p>
--------------------	--	--------------

議案第 22 号

宮代町いじめ問題調査委員会設置要綱の制定について

別紙のとおり宮代町いじめ問題調査委員会設置要綱を制定することについて議決を求める。

令和 3 年 9 月 30 日

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の規定に基づき、法第 28 条第 1 項各号に規定する重大事態に関して調査審議する宮代町いじめ問題調査委員会を設置したいので、この案を提出するものである。

宮代町教育委員会告示第 号

宮代町いじめ問題調査委員会設置要綱を次のように定める。

令和3年 9月30日

宮代町教育委員会

教育長 中村 敏明

宮代町いじめ問題調査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき設置する宮代町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 調査委員会は、宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第28条第1項各号に規定する重大事態に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、法律、心理、教育等の専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調査委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 調査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 調査委員会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(会議等の非公開)

第6条 会議及び調査の手続きは、原則公開しない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、当該諮問に係る審議が終了したときは解任されるものとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第9条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(調査委員会の独立性)

第10条 教育委員会は、調査委員会による調査及びその報告の内容について尊重する。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、制定の日から施行する。

6 協議事項

令和4年度当初教職員人事異動の方針について

令和4年度当初教職員人事異動の方針

宮代町教育委員会

1 基本方針

「第3期埼玉県教育振興基本計画」及び「宮代町教育振興基本計画」並びに「宮代町教育行政重点施策」を踏まえ、学校教育に対する町民の期待に応えるため、以下に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 県及び本町教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 県及び本町教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 県及び本町教育水準の向上を図るため、特に埼玉県教育委員会の理解を得て、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に異動を実施する。
- (5) 新採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
- (7) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、教頭及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。



令和4年度当初教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和4年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、各市町村教育委員会をはじめ教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和3年8月24日

埼玉県教育委員会

令和4年度当初教職員人事異動方針

1 基本方針

「第3期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 本県教育水準の向上を図るため、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。特に、市町村立小・中学校等（さいたま市を除く。）の教職員の人事異動については、市町村教育委員会の内申を尊重して行う。
- (5) 新採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
- (7) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。

- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 登用

校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭は、有資格者の中から、全県的視野の下に真にその職に適する者を登用する。

また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。



教小第225号
令和3年8月26日

各市町村教育委員会教育長 }
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

令和4年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項
について(通知)

このことについて、別紙のとおり決定したので、通知します。

なお、実施に当たっては、「令和4年度当初教職員人事異動方針」に基づき各関係機関との連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。

また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

令和4年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項

令和4年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動は、「令和4年度当初教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

1 基本方針関係

(1) 新採用教職員

新採用教職員の配置については、採用候補者名簿に登載された者の中から、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して、全県の視野に立つて行う。

(2) 再任用職員

再任用職員については、職員の再任用に関する条例によるものとし、従前の勤務実績に基づく選考により再任用する。

なお、再任用に当たっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

2 転任・転補関係

(1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。

(2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。

(3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。

ア 同一校在職3年未満の者

イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者

ウ 休職中の者

(4) 経験豊かな教職員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。

(5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。

(6) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。

(7) 児童生徒数が少ない地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。

(8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。

(9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。

(10) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後5年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。

(11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。

特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。

(12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。

特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。

また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。

- (13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。

また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。

- (14) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。

- (15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。

- (16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。

- (17) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。

- (18) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。

- (19) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

- (20) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

3 登用関係

- (1) 主幹教諭への登用は、教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。

その際、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。

- (2) 管理職への登用は、校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。

その際、広域的視野から、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。

なお、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流関係

国立大学法人埼玉大学附属学校及びさいたま市立学校との人事交流については、埼玉県教育委員会と関係機関が協議の上行う。

5 その他

- (1) 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について

ア 市町村教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。

イ 教育事務所長は、上記アの計画の具体化を進めるため、管内市町村教育委員会の人事の実態や課題に基づき、市町村教育委員会の協力のもと、広域的な異動を推進する。

- (2) 退職

ア 退職については、職員の定年等に関する条例の定めるところにより、定年は60歳とし、定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

イ 令和4年3月31日現在、満45歳以上定年年齢未満で、勤続20年以上の者が退職する場合は、職員の退職手当に関する条例の勸奨条項を適用する。

なお、学校職員勸奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和3年12月8日とする。

- (3) 降任

ア 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。

イ 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。

写

事 務 連 絡

令和3年8月26日

各教育事務所長 様

市町村支援部参事兼小中学校人事課長

令和4年度当初教職員人事事務処理日程について

このことについて、別添のとおり決定しましたのでお知らせします。
併せて管内市町村教育委員会へ周知願います。

令和4年度当初教職員人事事務処理日程

月 日	曜 日	人 事 事 務 等
9月17日まで	(金)	人事関係書類 (教育事務所 → 市町村教委)
9月24日まで	(金)	人事関係書類 (市町村教委 → 校長)
10月 1日	(金)	年度当初人事に関する調書 (校長 → 教職員)
10月25日 まで	(月)	年度当初人事に関する調書 (教職員 → 校長)
11月1日まで	(月)	人事関係書類 (校長 → 市町村教委)
11月18日	(木)	人事関係書類 (市町村教委 → 教育事務所)
11月26日	(金)	人事関係書類 (教育事務所 → 小中学校人事課)

2月14日	(月)	教職員定数内示
2月28日	(月)	人事内申日
3月 4日	(金)	人事決裁日 (一般教職員)
3月10日	(木)	人事決裁日 (管理職)
3月11日	(金)	内示日 (一般教職員)
3月24日	(木)	内示日 (管理職等)

※人事異動内示日については現時点での予定です。変更することもあります。